

身体的拘束最小化のための指針

沖縄県立北部病院

身体的拘束最小化委員会

目次

1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・ P1
2. 基本方針
 - 1) 身体的拘束の原則禁止・・・・・・・・・・ P1
 - 2) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合・・・・・・・・ P 2
 - 3) 身体的拘束等禁止の対象とはしない具体的な行為・・・・・・・・ P2
 - 4) 日常ケアにおける基本方針・・・・・・・・・・ P2
 - 5) 鎮静を目的とした薬物の適正使用について・・・・・・・・ P2
3. 身体的拘束最小化のための体制
 - 1) 身体的拘束最小化委員会および身体的拘束最小化実行委員会の設置・・ P 3
4. 身体的拘束最小化のための職員研修・・・・・・・・・・ P 3
5. 身体的拘束を行う場合の対応・・・・・・・・・・ P4
6. 指針の閲覧について・・・・・・・・・・ P 4

身体的拘束を最小化するための指針

沖縄県立北部病院 身体的拘束最小化委員会

1 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束は、非人道的であり、人権侵害、QOLの低下を招く行為です。沖縄県立北部病院(以下「当院」という。)は、患者一人ひとりの基本的人権を尊重し、身体的拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが拘束による身体的・精神的弊害を理解し、患者の生命や身体を保護するためにやむを得ない場合を除き、身体的拘束をしない医療・看護の提供に努めます。

2 基本方針

1) 身体的拘束の原則禁止

当院は、患者または他の患者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束の実施を禁止する。

この指針でいう身体的拘束は、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

身体的拘束その他入院患者等の行動を制限する行為にあたるものとして、下記に示す。

身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為（例）

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

* 「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）より抜粋

2) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合

(1) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う要件

患者または他の患者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、次の「3要件」をすべて満たした場合に限り、必要最低限の身体的拘束を行うことができる。

「切迫性」：患者本人または他の患者の生命又は身体が危険にさらされる可能性があり緊急性が著しく高いこと。

「非代替性」：身体拘束を行う以外に切迫性を除く方法がないこと。

「一時性」：身体拘束が必要最低限の期間であること。

(2) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の説明と同意

上記「3要件」については医師・看護師を含む多職種で検討し、医師が指示し、患者・家族等への説明と同意を得て行うことを原則とする。

(3) 身体的拘束を行う場合は、当院の「身体的拘束最小化のためのマニュアル」に準じる。

3) 身体的拘束等禁止の対象とはしない具体的な行為

当院では肢体不自由や体幹機能障害があり残存機能を活かすことができるよう、安定した体位を保持するための工夫として実施する行為については、身体拘束等禁止の行為の対象とはしない。

- ・車椅子自力座位を保てない場合の車椅子ベルト
- ・患者が一時的な認知機能低下などで自ら支援を求める事が難しい場合に、転倒や離院などのリスクから守るナースコールの代替として用いる離床センサー等

4) 日常ケアにおける基本方針

身体的拘束や行動制限を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- (1) 患者主体の行動、尊厳を尊重する。
- (2) 言葉や応対などで患者の精神的な自由を妨げない。
- (3) 患者の想いを汲み取り、患者の意向に添った支援を行い多職種協働で丁寧な対応に努める。
- (4) 身体拘束を誘発する原因の特定と除去に努める。
- (5) 薬物療法、非薬物療法による認知症ケアやせん妄予防により、患者の危険行動を予防する。

5) 鎮静を目的とした薬物の適正使用について

薬剤による行動制限は身体的拘束には該当しないが、患者・家族等に説明を行い、同意を得て使用する。

- (1) 不眠時や不穏時の薬剤指示については医師・看護師、必要時には薬剤師と協議し、対応する。

(2) 行動を落ち着かせるために向精神薬等を使用する場合は、医師・看護師等で協議を行い、患者に不利益が生じない量を使用する。また、薬剤の必要性和効果を評価し、必要な深度を超えないよう適正量の薬剤使用を検討する。

3 身体的拘束最小化のための体制

1) 身体的拘束最小化委員会および身体的拘束最小化実行委員会の設置

院内に身体的拘束最小化対策に係る「身体的拘束最小化委員会」（以下「委員会」という。）および「身体的拘束最小化実行委員会」（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(1) 構成メンバーと役割

「委員会」：医療部長（医師）、副看護部長、医師（内科・外科）、認知症看護認定看護師
看護師長（認知症ケア・せん妄対策向上委員会担当）、薬剤師、その他病院長が必要と認めたもの。

「実行委員会」：認知症ケア・せん妄対策向上委員会を兼ねる。

認知症看護認定看護師、認知症ケア・せん妄対策向上委員会担当師長、各病棟リンクナース。

(2) 役割

身体拘束等の最小のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

「委員会の役割」

- ①身体拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底する。
- ②身体的拘束実施事例の最小化に向けた医療・ケアを検討する。
- ③定期的に本指針・マニュアルを見直し、職員へ周知して活用する。
- ④身体的拘束最小化のための職員研修を開催し、記録する。

「実行委員会の役割」

- ①身体的拘束最小化に関連して生じる様々な問題を十分に拾い上げ、迅速に対応し、その上で委員会へ上申する。
- ②身体的拘束実施状況について病棟ラウンドを行い、多職種の専門的な視点で対策の助言を行う。
- ③身体的拘束を実施している患者の記録監査を行う。
- ④毎月、身体的拘束実施状況を委員会へ報告する。

4 身体的拘束最小化のための職員研修

医療・ケアに携わる全職員に対して、身体的拘束最小化のための研修を実施する。

- 1) 定期的な教育研修（年2回）の実施（新規採用時にも必ず実施する。）
- 2) その他、必要な教育・研修の実施および実施内容の記録

5 身体的拘束を行う場合の対応

患者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

- 1) 記録、集計、分析、評価を専用の様式を用いて、その態様及び時間・日々の心身の状態等の観察を記録する。
- 2) 緊急やむを得ず身体的拘束をせざるを得ない状態であるかどうかを医師と看護師を含む多職種によるカンファレンスで検討する。必要と認められた場合、医師は身体的拘束の指示をする。
- 3) 医師は同意書を作成し、事前に患者・家族等に説明して身体的拘束開始の同意を得る。ただし、直ちに身体的拘束を要する切迫した状況で事前に同意を得ることが困難な場合は、身体的拘束開始後直ちに家族等に説明して同意を得る。

説明内容：（1）身体拘束を必要とする理由

（2）身体拘束の具体的方法・理由

（3）身体拘束を行う時間又は時間帯・期間

（4）身体拘束による合併症

（5）改善に向けた取り組み方法

- 4) 患者・家族の同意を得られない場合は、身体的拘束をしないことで起こり得る不利益や危険性を説明し、診療録に記載する。
- 5) 身体的拘束中は、身体的拘束の態様および時間、その際の患者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 6) 身体的拘束中は毎日、身体的拘束の早期解除に向けて、多職種によるカンファレンスを実施する。カンファレンスでは、やむを得ず身体拘束を行う「3要件」を踏まえ、継続の必要性を評価する。
- 7) 医師はカンファレンスの内容を踏まえて身体的拘束の継続または解除の有無を指示する。
- 8) 身体的拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体的拘束を解除する。

6 指針の閲覧について

本指針は、本施設で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、当院ホームページに掲載し、いつでも患者・家族等が閲覧できるようにします。

(附則) この指針は令和6年4月1日より施行する。